

## 福岡県警察電子署名規程

平成30年1月18日

福岡県警察本部訓令第1号

福岡県警察電子署名規程を次のように定める。

### 福岡県警察電子署名規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、福岡県警察における電子署名の実施並びに電子署名用ICカードの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 署名符号 電子署名を行うために用いる符号をいう。
- (3) 署名検証符号 署名符号と対応する符号であって、電子署名が当該署名符号により行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。
- (4) 電子証明書 署名検証符号が所属長に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。
- (5) 電子署名用ICカード 署名符号、署名検証符号及び電子証明書を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をいう。
- (6) 認証局 電子署名用ICカードの発行その他の電子署名に係る認証に関する処理を行うため設置された地方公共団体組織認証基盤をいう。
- (7) 所属 福岡県警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部特別遊撃隊、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。
- (8) 所属長 所属の長をいう。

(電子署名)

第3条 電子署名は、認証局により作成された署名符号を用いて行うものとする。この場合において、電子署名は、次条に規定する電子証明書で証明される署名検証符号に対応する署名符号を用いて行うものとする。

(電子証明書)

第4条 電子証明書には、電子署名を行う所属の名称を冠した福岡県警察における権限者の字句を記録するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の用途に使用する場合は、前項の字句に続けて当該特定の用途を記録するものとする。

(管理責任者)

第5条 福岡県警察本部に、管理責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2 管理責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 電子署名用ICカードの登録に関すること。

(2) 電子署名用ICカードの管理及び電子署名の実施の指導監督に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子署名用ICカードの管理及び電子署名の実施の総括に関すること。

(副管理責任者)

第6条 福岡県警察本部に、副管理責任者を置き、総務部総務課長をもって充てる。

2 副管理責任者は、管理責任者を補佐するものとする。

(所属管理責任者)

第7条 電子署名用ICカードを備え付ける所属に、所属管理責任者を置き、所属長をもって充てる。

2 所属管理責任者は、所属における次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 電子署名用ICカードの管理に関すること。

(2) 電子署名の実施に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子署名用ICカードの管理及び電子署名の実施の総括に関すること。

(保管責任者等)

第8条 電子署名用ICカードを備え付ける所属に、保管責任者を置き、次席、副隊長、副校長又は副署長をもって充てる。

2 保管責任者は、電子署名用ICカードの適切な保管のために必要な事務を行うものとする。

3 保管責任者は、必要があると認めるときは、保管補助者を指定して保管責任者の事務を代行させることができる。

(電子署名主任者)

第9条 電子署名用ICカードを備え付ける所属に、電子署名主任者を置き、電子署名に関する事務を担当する課の警部の階級（同相当職を含む。）にある者をもって充てる。

2 電子署名主任者は、所属管理責任者の命を受け、電子署名用ICカードの使用に関する事務が適正に行われるよう管理するものとする。

(電子署名担当者)

第10条 電子署名用ICカードを備え付ける所属に、複数人の電子署名担当者を置き、電子署名に関する事務を担当する係の職員のうちから所属管理責任者が指定する者をもって充てる。

2 電子署名担当者は、電子署名主任者の指示を受け、電子署名用ICカードの使用に関する事務を行うものとする。

(電子署名用ICカードの発行及び更新)

第11条 所属管理責任者は、電子署名用ICカードの発行又は更新をする必要があるときは、管理責任者に申請するものとする。

2 管理責任者は、前項の規定による申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、認証局に電子署名用ICカードの発行又は更新を申請するものとする。

(電子署名用ICカードの登録等)

第12条 管理責任者は、電子署名用ICカードの管理に関する台帳を備え、必要な事項を登録するものとする。

2 副管理責任者は、前項の規定により登録した電子署名用ICカードの有効期間が満了する場合その他必要と認める場合は、電子署名の実施の適正を図るため、所属管理責任者に対し当該電子署名用ICカードの更新又は廃止に関し必要な指示を行うものとする。

(電子署名用ICカードの保管)

第13条 保管責任者は、電子署名用ICカードを使用しないときは、当該電子署名用ICカードを施錠設備のある鋼鉄製の保管庫で厳重に保管しなければならない。

(電子署名用ICカードの失効申請及び事故報告)

第14条 所属管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに電子署名用ICカードの失効を管理責任者に申請しなければならない。

- (1) 署名符号の危たい化（紛失、盗難等により他人によって使用されるおそれのある状態になることをいう。）その他の理由により電子署名用ICカードが不正に使用されるおそれが生じたとき。
- (2) 所属名の変更その他の理由により電子証明書に記録されている事項に変更が生じたとき。
- (3) 物理的又は電子的な破損その他の理由により電子署名用ICカードが使用できなくなったとき。
- (4) 組織の改正その他の理由により電子署名用ICカードを使用しなくなる時。

2 所属管理責任者は、前項の規定による申請が同項第1号又は第3号によるものであるときは、速やかにその日時、場所、事故の状況等を調査し、管理責任者を經由して警察本部長に報告しなければならない。

3 管理責任者は、第1項の規定による申請を受けたときは、直ちに認証局に電子署名用ICカードの失効を申請するものとする。

(電子署名用ICカードの返納及び廃棄)

第15条 所属管理責任者は、電子署名用ICカードの更新又は失効により当該電子署名用ICカードが不用となったときは、当該電子署名用ICカードを速やかに管理責任者に返納しなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定により電子署名用ICカードの返納を受けたときは、署名符号、署名検証符号、電子証明書その他の情報が漏えいしないように総務部総務課において当該電子署名用ICカードの記録を確実に消去した上で、必要な措置をとらなければならない。ただし、管理責任者は、電子署名用ICカードの失効に伴う返納を受けた場合において、当該電子署名用ICカードの記録を消去し難いときは、当該電子署名用ICカードを裁断等復元できない方法により廃棄するものとする。

(電子署名の実施)

第16条 電子署名担当者は、電子署名を実施しようとする文書が決裁を終えた文書と相違ないことを確認した上で、電子署名主任者の管理の下に、電子署名を実施しなければならない。

(電子署名用ICカードの使用状況の調査等)

第17条 管理責任者は、電子署名用ICカードの使用状況、保管状況その他必要な事項について、副管理責任者に調査させ、又は指導させるものとする。

2 副管理責任者は、前項の規定により調査し、又は指導する場合において、必要と認めるときは、所属管理責任者にその事務についての報告を求め、又は説明資料等の提出を求めることができるものとする。

(運用細則)

第18条 この訓令の運用に関し必要な細目的事項については、別に定める。